

Q 突然の解雇通告、どうすれば？

50代のアルバイトです。レストランで10年ほど働いてきました。特に大きな失敗をしたつもりはないのですが、上司から突然、「明日から来なくていい」と言われてしまいました。私はもう働けないのでしょうか。なお、今までに雇用期間を示されたことはありません。

法律 相談室

労働契約は、会社など雇う側の「使用者」と、雇われる側の「労働者」の合意により成立します。民法では雇用期間の取り決めがない場合、2週間の予告期間を設ければ、労働者が「退職」を選択できるなどと定めています。

労働契約は、会社など雇う側の「使用者」と、雇われる側の「労働者」の合意により成立します。民法では雇用期間の取り決めがない場合、2週間の予告期間を設ければ、労働者が「退職」を選択できるなどと定めています。

労働契約は、会社など雇う側の「使用者」と、雇われる側の「労働者」の合意により成立します。民法では雇用期間の取り決めがない場合、2週間の予告期間を設ければ、労働者が「退職」を選択できるなどと定めています。

就業規則の確認を

ては、労働基準法や労働契約法で定められており、解雇の予告期間は30日とされています。例外もありますが、使用者は予告期間を短縮する場合、その日数分の賃金(予告手当)を支払う必要があるとされています。

ては、労働基準法や労働契約法で定められており、解雇の予告期間は30日とされています。例外もありますが、使用者は予告期間を短縮する場合、その日数分の賃金(予告手当)を支払う必要があるとされています。

ては、労働基準法や労働契約法で定められており、解雇の予告期間は30日とされています。例外もありますが、使用者は予告期間を短縮する場合、その日数分の賃金(予告手当)を支払う必要があるとされています。

県弁護士会マスコットキャラクター「ちーべん」



県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会(千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634)に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円(一部を除く)です。